



Vol.174

トクちゃん新聞

7月号

バレーボール
見えました！

令和4年7月19日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>mail: info@ft-tax.com

◆ 歯列矯正完了

昨年ご報告しておりました歯列矯正ですが、先日**13か月ぶりに矯正器具をはずして**いただきました。期間中は、あご全体に痛みがあったり、しゃべりづらかったり、器具を固定するためのワイヤーが歯ぐきやほっぺたの内側にあたって痛かったり、食事のたびに器具にひっかかって不快だったり。**特に麺類はひどかった！**その**不快な期間を乗り越えて、おかげ様で矯正は完了**です。歯って動くものなんですね。歯列が整ったことはもちろんうれしいのですが、それと同じくらい、器具が取れてストレスなく食事できるのがうれしいです。**モリモリ食べて夏バテ防止**です。この1年、体重が2キロほど減っていたのですが、矯正の影響かもしれません。

徳野



娘にはたくさんの「**推し**（好きな有名人）」がいるのですが、バレーボール**日本代表の高橋藍選手**もその一人です。先日、国際大会が大阪で行われ、家族で行って来ました。どうせ見るなら最前列に近いところで**高さを間近に感じたい**と思ってました。**マイナースポーツやし、簡単に取れるだろうと**思っていたんですが、希望は叶わず、**なんとか取れたスタンド席**からの観戦となりました。コロナでの入場制限もなく会場は満員。ものすごい熱気。**一番安いスタンド席**ではありましたが、それでも、空中に飛んでる時間の長さやスパイクのスピード、そのスパイクを拾えるレシーブ力は**ナマで見た値打ち**を感じました。とてもよかったです。テニスやゴルフもナマで見る値打ちがあるかもですが、当面は娘の推しがいる競技に限定されそうです。

◆ インボイス(適格請求書)に記載ミスがある場合

来年10月から開始されるインボイス制度では、一定の記載事項を満たす**インボイスの保存を消費税仕入税額控除の要件**としているため、**記載ミスがあるインボイスでは仕入税額控除を適用することはできません**。そのため、交付されたインボイスに記載ミスがある場合は、売手と買手の両方で修正箇所を確認するとともに正しいインボイスに差し替える作業が実務上必要となります。

税法では、**原則は売手である適格請求書発行事業者**に対し、交付したインボイスの**記載事項にミスがあったときは買手(課税事業者)に対して修正したインボイスの交付を義務付けて**いますが、**買手側で正しい内容を記載した仕入明細書などの書類等を新たに作成し、売手の確認を受けることで、その仕入明細書等を“修正インボイス”とすることもできます**。この場合、**売手は改めて修正したインボイスを交付する必要はありません**(インボイスQ&A問30参照)。

ただ、買手が自らがインボイスに追記や修正をすることは認められていない以上、誤りを見つけた者が相手方に連絡し、修正箇所の確認が取れたことを受けて**売手と買手の両者がそれぞれインボイスを修正する**といったことは認められませんのでご留意下さい。

北岡



◆ 税務調査の実績報告

細川



国税庁は1年間の法人税の税務調査実績をHPで公開しています。直近では令和3年11月に令和2事務年度分(令和2年7月～令和3年6月)の実績が公開されています。過去や直近の統計を見ますとコロナのせいか**税務調査の件数**が直近3年で**99千件、76千件、25千件**と激減しています。反面、**一件当たりの追徴税額は前年の倍**となっており、特に税務調査の必要性の高い会社への調査に対象を絞ったのかもしれませんが。

また、調査の主要な取り組みというものも公開しており、令和3年11月発表分では**消費税の不正還付、海外取引、無申告法人への調査**が挙げられていました。特に消費税の不正還付には目を光らせているようで、大きな税務署では消費税専門官が設置されています。不正還付だけでなく海外取引も消費税と密接な関係にありますので、不正還付などしていない会社でも海外取引をしている場合消費税専門官とお会いする機会があるかもしれません。

税務調査で問題を指摘された会社は、**調査件数25千件のうち16千件**と、非常に高い割合となっています。税務署から指摘事項が無かったというのはあまりないことで、非常に誇らしいことです。

他にも調査事案の概要等も公表されていますので、興味がありましたら是非ご確認ください。

(出展: 令和2事務年度 法人税等の調査実績の概要 https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/hojin_chosa/index.htm)



◆ 税務スケジュール(8月)

喜多



8月10日(水)

・7月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付



8月31日(水)

- ・7月分 社会保険料の納付
- ・6月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・12月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・9月・12月・3月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人の事業税納付(第1期分)
- ・個人の住民税納付(第2期分)
- ・個人事業者の消費税中間申告

◆ Excelのショートカットキー(フィルターボタン)

稲葉



Excelで自分が知りたい情報を絞り込んだり、数字の大小によりデータを並び替えたりとデータを加工する際に、「フィルターボタン」を使いますよね。私もお客様の会計データをExcelデータ化して、得意先別で絞り込んだり、売上の額が多い順に並び替えたり、Excelの機能の中でよく利用する機能の一つです。

手動でフィルターボタンの設定を行おうとすると、一旦[データ]タブに切り替えて[フィルター]ボタンをクリックする必要があり、少し手間がかかります。その手間をなくすることができるショートカットキーを紹介します。

フィルターボタンを設定したい範囲を選択して、**[Ctrl] + [Shift] + [L]**キーを押すだけで、フィルターボタンが表示されます。

とても簡単でよく利用する機能なので、一度試してみてください。



	A	B	C	D	E	F	G	H
1								
2		部署	4月	5月	6月	7月	8月	
3		A部	2,000	1,600	1,550	1,500	2,200	
4		B部	1,500	1,600	1,700	1,500	2,100	
5		C部	1,200	2,100	2,000	1,600	2,000	
6								
7								

◆ 「インボイス制度」をおさらいしよう! [連載最終回「取引への影響」編]

大熊



■ 前回のおさらい

- ・適格請求書(インボイス)を発行するためには『適格請求書発行事業者』登録が必要。
- ・消費税の納税義務が免除されている場合、登録不可 = 適格請求書が発行できない。

◎ ご注意

- ・わかりやすさを優先して、詳細な説明を省いている箇所があります。
- ・事業者さま毎に、処理方法は異なります。弊社顧問先さまにつきましては、**必ず弊社担当までご確認ください。**

■ 『適格請求書(インボイス)』が発行できないと、どうなる？

- ・インボイス制度の開始後、消費税を納めている事業者さんにとっては外注先等から受け取った請求書が『適格請求書(インボイス)』でないと消費税の納税額が大きくなってしまいます。
- ・そのため、今後以下のような影響があると考えられています。



得意先

消費税が増えるのは困るので、今後弊社へ送ってもらう請求書は『適格請求書』をお願いします。



免税事業者



『適格請求書』を送るためには今までは必要がなかった消費税を納めないといけなのかな。しんどいなあ。でも、取引は続けたいなあ...

立場や関係性により、柔軟に対応・交渉していく必要が生じると考えられます。

◆ スタッフより

稲葉



梅雨も明けて、天気も良く、外からは蝉の声が聞こえるようになり、夏らしい季節になってきました。

夏と言えば、キンキンに冷えたビールが美味しい季節ですね。先日、梅田駅周辺を歩いていると、今年は数年ぶりにビアガーデンの看板が出ており、個人的に楽しみにしています。コロナの感染者数が増えているのは気がかりですが、

コロナが流行ってからは外で飲みに行くこともなくなり、もっぱら自宅でひとり飲みをしていましたが、最近は子供が子どもビールで晩酌に付き合ってくれるようになり、自宅での晩酌の良さも感じています。



◆ クイズ

伊藤



今月は、6月号に続き電子インボイスからの〇×クイズです。最後にちょこっと触れた、Peppol(ペポル)とEIPA(エイパ)覚えてますか? この2つからの出題!

- ①Peppolは、ネットワークに関する国際規格であり、電子インボイスの構築に必要不可欠である
- ②Peppolは、アメリカではじまった
- ③EIPAは、国内の標準仕様の電子インボイスの構築を目指す日本の組織だ

答えは、①〇 ②×ヨーロッパです ③〇
インボイスと電帳法、一気に解決したいですね。
お力になれるよう、私たちががんばります~

